

ID: 13

担当部署: 生活環境課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則 第10条ただし書		
例規番号	平成14年 規則第31号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第十条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、町長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>一 循環バスの車両、施設及び器具等を故意又は過失により破損、汚損又は滅失しないこと。</p> <p>二 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。</p> <p>三 物品の販売若しくは陳列をし、又は広告類の掲示若しくは頒布をしないこと。</p> <p>四 募金、署名活動及びこれに類することをしないこと。</p> <p>五 車両の運転席等に立ち入らないこと。</p> <p>六 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼさないこと。</p> <p>七 その他、町長が別に定めること。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日